



川 監 委 発 第 1 3 2 号

令 和 4 年 1 1 月 2 5 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様

川 越 市 議 会 議 長 小 野 澤 康 弘 様

川 越 市 監 査 委 員 中 沢 雅 生

同 石 川 隆 二

同 矢 部 節

同 三 上 喜 久 蔵

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き、 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 執 行 し た の で、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 提 出 す る。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

指定管理者 NeCST

所管部局

市民部 男女共同参画課

文化スポーツ部 文化芸術振興課

1 組織

指定管理者NeCSTは、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設及び埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務を執行するために組織された日本環境マネジメント株式会社、株式会社コングレ及び株式会社NTTファシリティーズの3者で構成される共同事業体である。

2 事業の概要

指定管理者NeCSTは、施設の維持管理業務に加えて「地域の文化芸術、コミュニティ活動及び男女共同参画推進事業」の更なる振興を図るため、コンサートや各種講座などを指定管理者の業務として実施している。

3 市との関係

川越市より指定管理者の指定を受け、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の管理運営を行っている。

第3 監査の期間

令和4年7月8日から令和4年11月25日まで

第4 監査の方法

令和3年度及び令和4年度（4月から7月まで）のNeCSTの指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、提出された監査資料及び関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、指定管理に係る関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。